

5 葛飾らしい緑とオープンスペースの形成に向けて





5 葛飾らしい緑とオープンスペースの形成に向けて

5-1 オープンスペースの整備方針と配置ツール

(1) オープンスペースの整備方針

**○葛飾の地理的な特徴を強調するような整備をします。
～骨格となるオープンスペースの整備～**

区の地理的な特徴でありながら、急速な市街化や高速道路の高架橋、高潮堤防などによって、区民の意識から遠ざかりつつある河川や水路を、身近なものにするとともに一層際立たせるため、沿川にオープンスペースを確保し、河川等と一体化した緑を配置します。

**○まちの特性に応じた整備をします。
～市街地特性に応じたオープンスペースの整備～**

立石・四つ木等の密集する住工混在地区や、水元等の生産緑地が豊富に残る低密住宅地区など、それぞれの地区によってまちの成り立ちに大きな特徴が見られます。そこで、これらの特徴に応じたオープンスペースの確保を行い、緑の創出を図ります。

**○日常生活を彩り、楽しい場所となるような整備をします。
～こちよ空間づくりに向けたオープンスペースの整備～**

子どもから高齢者まで緑の持つ機能を効果的に提供できるように、駅前広場、文化施設やその他の公共公益施設など、人の多く集まる場所に一体となった利用が可能なオープンスペースを確保し、緑の創出を図ります。

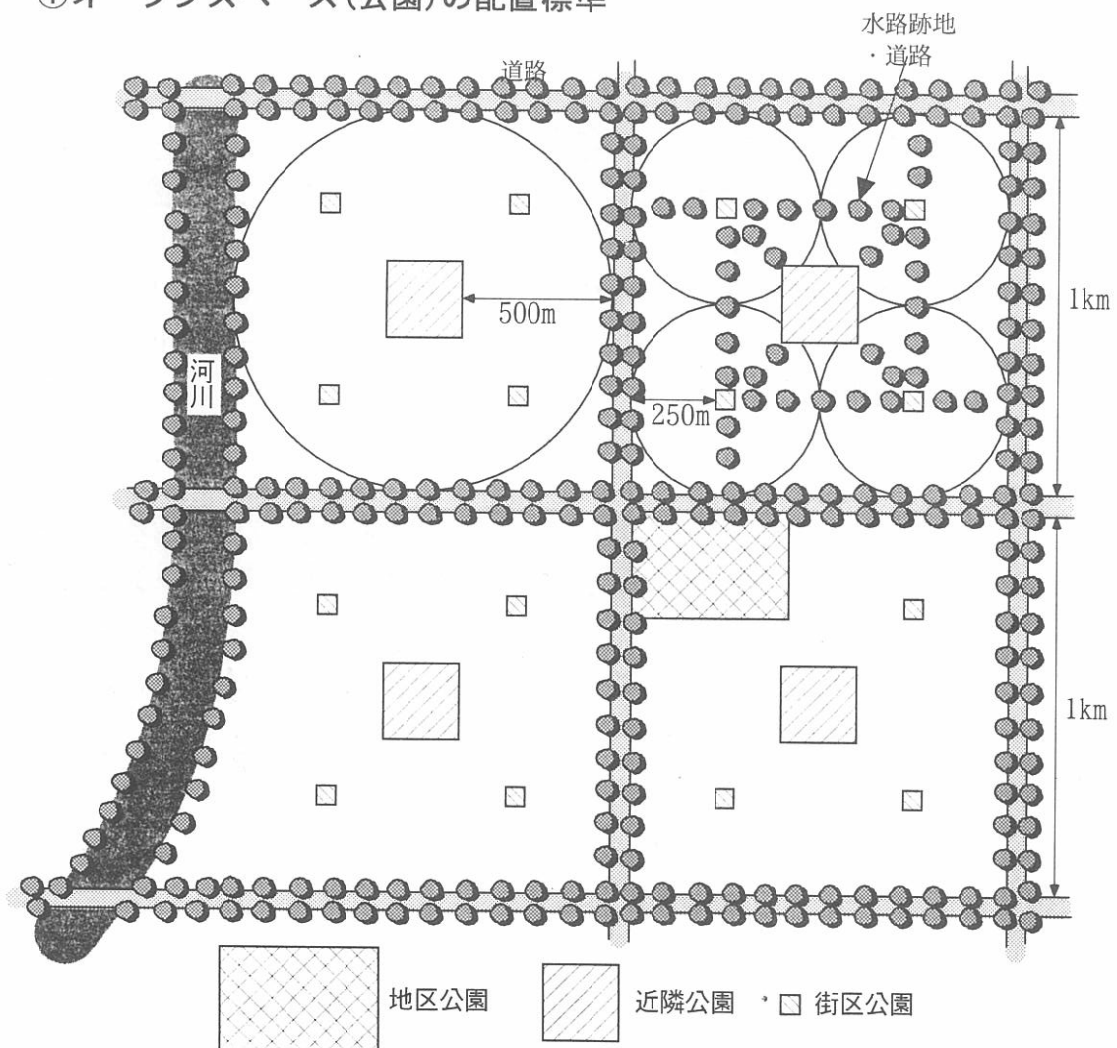


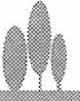
(2) 配置標準とツール

区民のうるおいのある生活の確保と生態系の創造に配慮しながら、都市環境の保全・改善とともに、地震等の災害や長寿・福祉社会等へ対応していくために、歩いて行けるオープンスペース(公園)の配置標準を以下のとおり設定します。オープンスペース(公園)は、水路跡地や都市計画道路を活用した緑道等により、互いを結ぶことに留意しながら、公園等の不足地域に、配置標準に基づく配置を進めます。

また、葛飾らしい緑をつくるため、配置ツール(道具)を用い、まちの構造や緑地の分布特性などに応じて、オープンスペースを配置します。

① オープンスペース(公園)の配置標準





②オープンスペースの配置ツール

a. 河川軸ツール

現況等

荒川、江戸川、中川、新中川等の大規模河川は、葛飾区の地理的特徴であり、豊かな生態系の育成や、美しい河景の創出、ヒートアイランド現象の防止などにも機能している最も大きな自然空間となっています。これらの河川は、葛飾区の歴史とも密接に関わっており、区民の身近な自然空間として親しまれてきました。

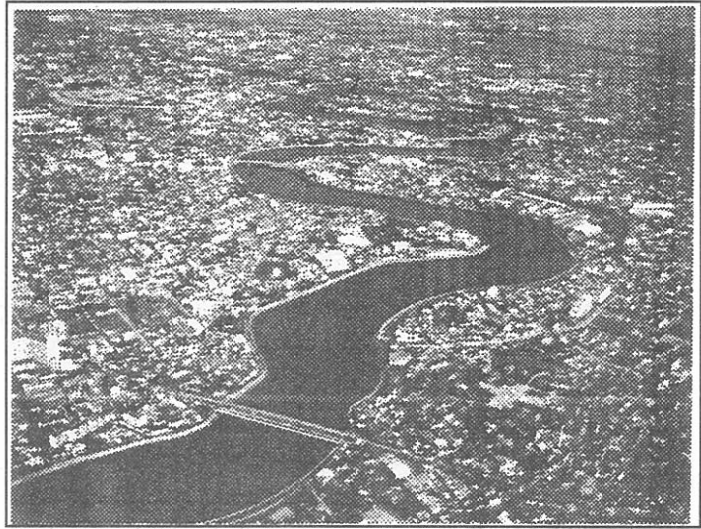


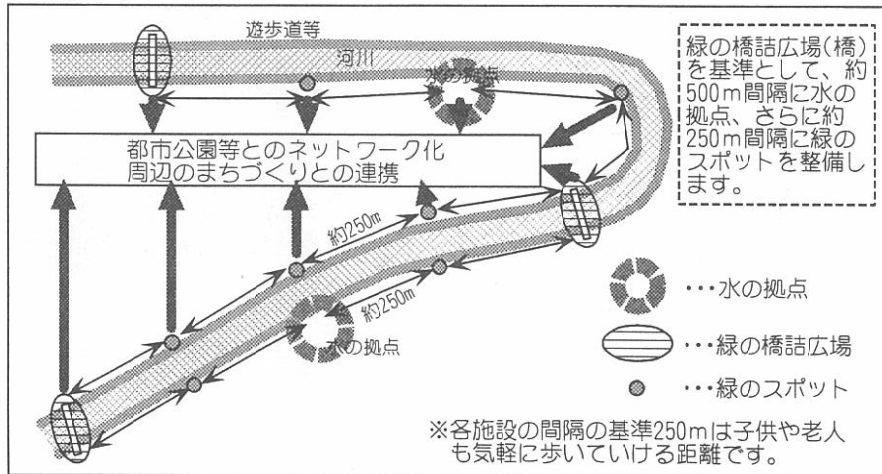
写真 5-1 中川の七曲がり

しかし、コンクリート堤防整備等にあわせて、区民の日常生活とは遊離したものとなってきています。

河川軸ツール

河川に魅力を取り戻すとともに、基本方針において位置づけた、緑づくりの骨格となる河川軸を整備していくための、オープンスペースの整備に関するツールです。

河川と区民の生活との関わりをより強くしていくため、河川沿いに「水の拠点」を配置し、川べりの親水活動を促すとともに、良好な風致を形成していくものです。また、既存大規模施設の重点的な緑化とあわせて「緑のスポット」を配置し、「緑の橋詰広場」とともに南北に伸びる帯状のグリーンベルトを形成していきます。





水の拠点

「水の拠点」は、水辺のレジャー活動や災害時の避難場所あるいは河川を利用した支援物資の集配等に機能するオープンスペースで、大規模公園の整備や、河川沿いの大規模工場の緑化・護岸の緩傾斜化等、多様な手法により整備します。

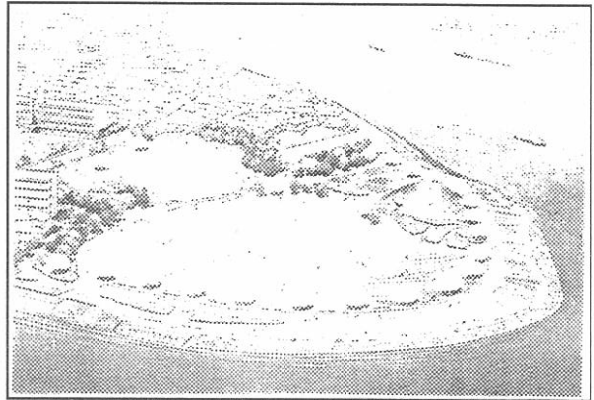


図 5-1 水の拠点((仮)中川河岸緑地公園イメージパース)

緑の橋詰広場

「緑の橋詰広場」は、対岸へのアクセスを確保する橋梁の配置にあわせて、水へのアクセス性を高め、人と河川とのふれあいの空間として機能するオープンスペースです。橋梁の補強工事などにあわせて、災害時の活用も考慮しながら、河景を眺める小スペースや水辺に触れる階段等を整備します。

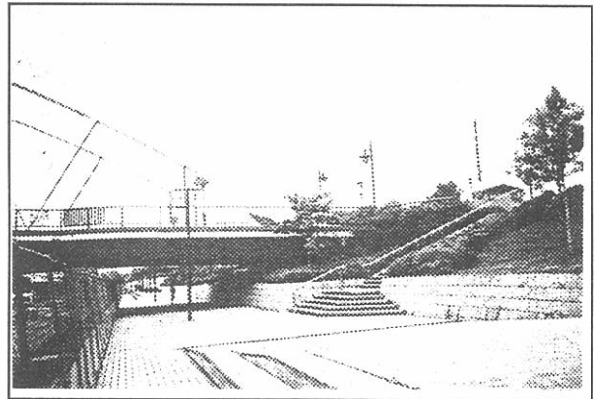


写真 5-2 緑の橋詰広場イメージ事例
(江戸川区新左近川親水公園)

緑のスポット

「緑のスポット」は、水を眺め、水に触れることができ、災害時には取水場などとして機能するオープンスペースです。河川沿いの残地等を活用した小スペースとともに、水に触れることができる階段やテラス等を整備します。

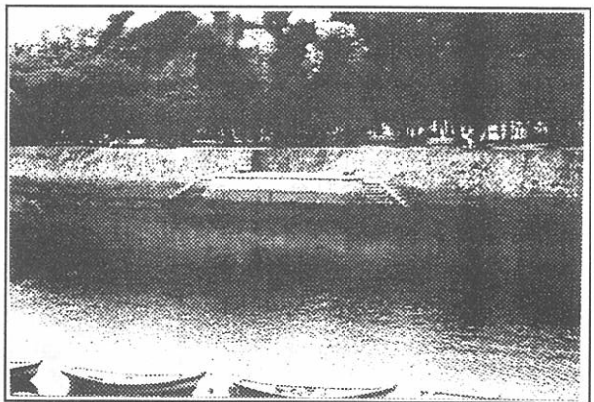
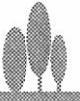


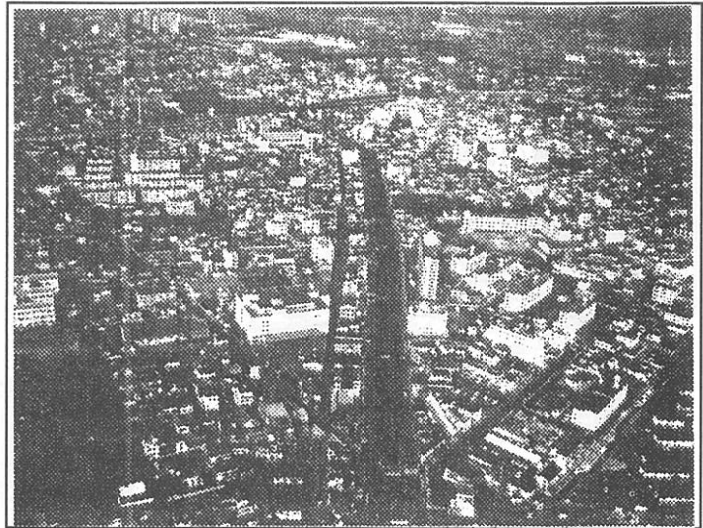
写真 5-3 緑のスポットイメージ事例(広島県太田川)



b. 水路軸ツール

現況等

かつて区内を縦横にはりめぐらされていた水路は、河川と同様に葛飾区を特徴づける空間であり、農業用水、生活用水としての水路として水運による輸送路として、区民の日常生活に密接に結びついた空間となっていました。

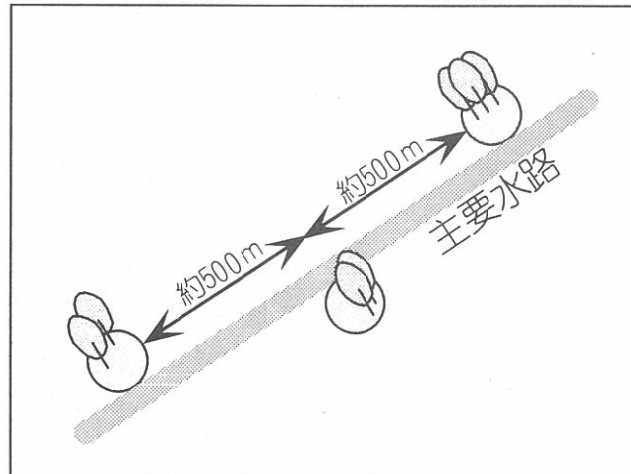


しかし、上水道の普及とともに排水路としての役割を担うようになり、現在はその多くが暗渠化あるいは埋め立てられています。しかし、このような水路跡地は、親水公園や緑道等としての整備が進められています。

写真 5-4 曳舟川

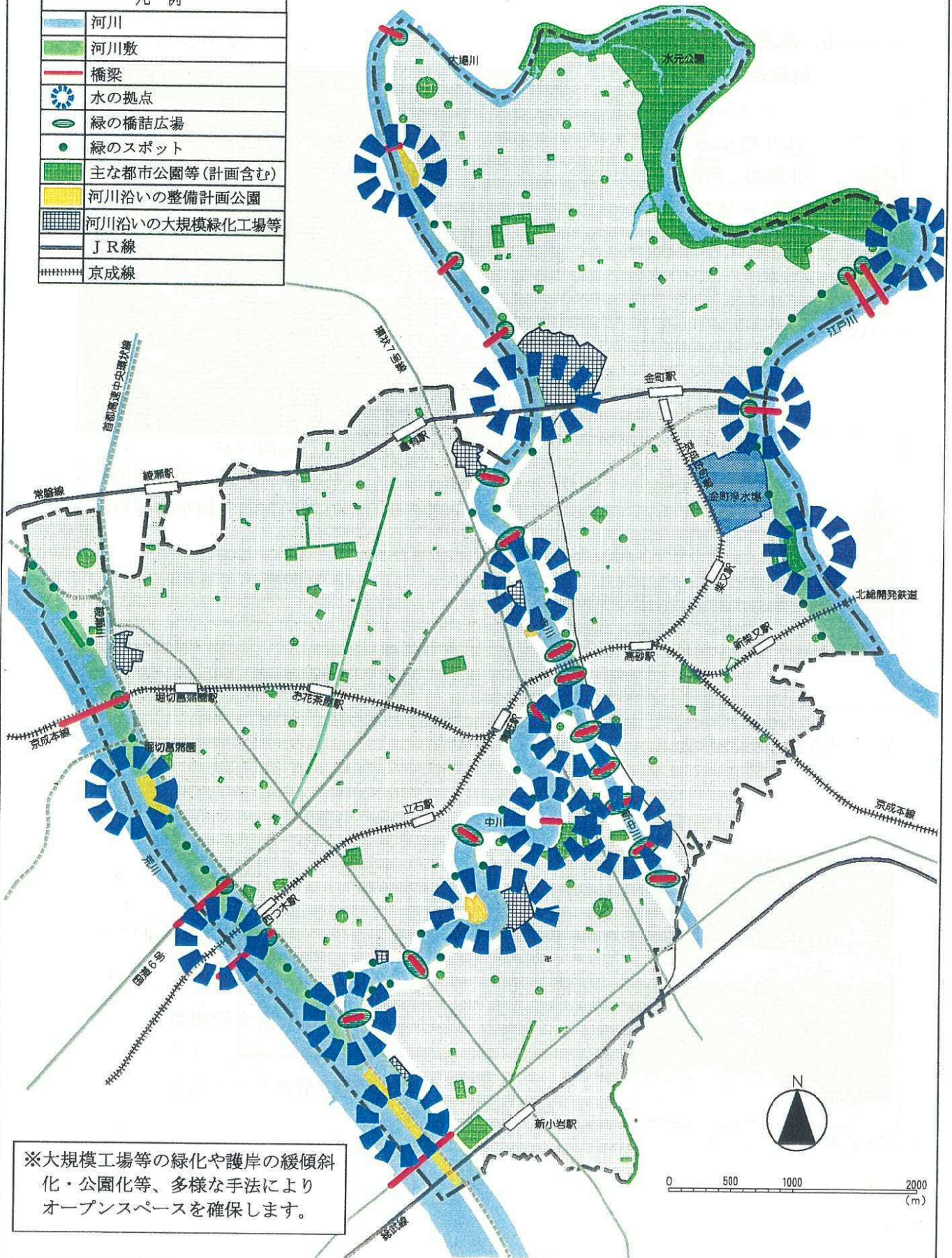
水路軸ツール

曳舟川や西井堀などのかつての主要な水路においては、区民の身近な緑空間としての機能を増進させるため、既存の親水公園や緑道等と一体的に利用できる中小規模のオープンスペースを、約 500 m 間隔に確保してきます。



河川軸形成のための河川軸ツール活用図

凡 例	
	河川
	河川敷
	橋梁
	水の拠点
	緑の橋詰広場
	緑のスポット
	主な都市公園等(計画含む)
	河川沿いの整備計画公園
	河川沿いの大規模緑化工場等
	J R線
	京成線



※大規模工場等の緑化や護岸の緩傾斜
 化・公園化等、多様な手法により
 オープンスペースを確保します。

図 5-2 河川軸形成のための河川軸ツール活用図



c. 密集市街地ツール 現況等

阪神・淡路大震災に際して、公園が震災時の避難地としてのみならず、その後においても、仮設住宅用地、ヘリポート等を有する支援物資の集配基地、ボランティアの活動拠点、避難生活のための生活拠点、被災建築物等を取り壊した

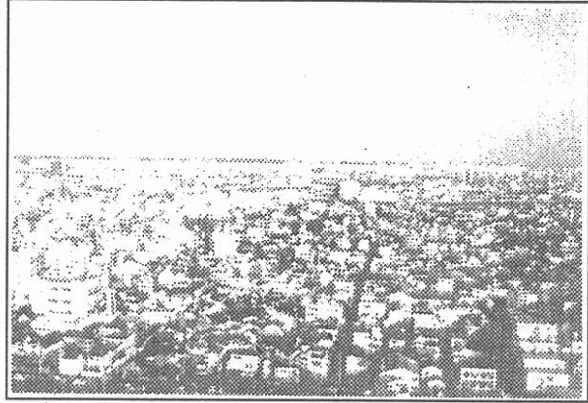


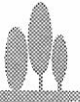
写真 5-5 密集市街地

際に発生する廃材置場などの重要な役割を果たしたように、都市防災においてオープンスペースの確保は重要となっています。国においても、避難地等として機能する防災公園の整備について基準となる考え方を示し、その整備促進を図っています。

東京における直下地震の被害想定(H9.8)をもとに推計したガレキ量は117万トンにおよび、その仮置場として河川敷や公園等のオープンスペースが設定されています。また、避難場所や仮設住宅用地等としての活用も考慮すると、災害に対するオープンスペース量としては不足している状況にあります。特に、重点整備地域・重点地区に指定されている立石・四つ木等の住宅と工場などが密集する市街地は、災害時の危険性が高く、オープンスペースの確保やそれぞれを結ぶ避難路整備等の早急な対応が必要となっています。



図 5-3 防災公園のイメージ



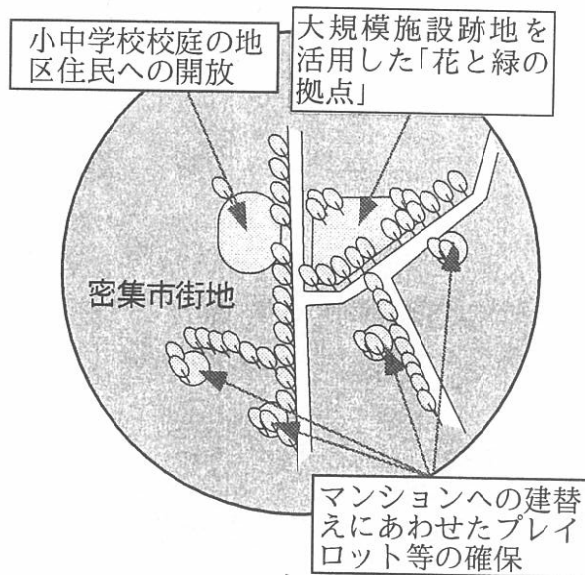
密集市街地ツール

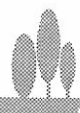
立石や四つ木などの密集市街地において、うるおいのある居住環境を形成するとともに、防災上も早急な対応が必要となっているオープンスペースを確保するために用いるツールです。

密集市街地においては、下町らしい風情や独自のコミュニティの維持に配慮しながら、大規模施設の移転等にあわせて、用地を適正に確保し、「花と緑の拠点」となるオープンスペースを確保します。また、水路跡地を利用した緑道等を整備し、避難場所と容易なアクセスを確保します。



写真 5-6 堀切菖蒲園付近





d. 低密住宅地ツール

現況等

水元や奥戸は、大部分が土地区画整理事業により道路等が一体的に整備されており、戸建てを中心とした住宅と多くの農地が共存する地区となっています。また、歴史的資源である水塚や屋敷林などが現存しており、既存農地とともに、区内では貴重となった田園的な景観や環境を形成しています。したがって、この良好な景観や環境を形成する緑地は、次世代に受け継ぐものとして保全あるいは、特徴を活かした新たな整備が望まれます。

特に、農地は、水元地区にその約6割が集中し、葛飾農業の中核となっています。区全体でみると、農地は、大幅な減少が進んでいるため、本地区において、積極的な保全や緑地としての活用などを行っていく必要があります。

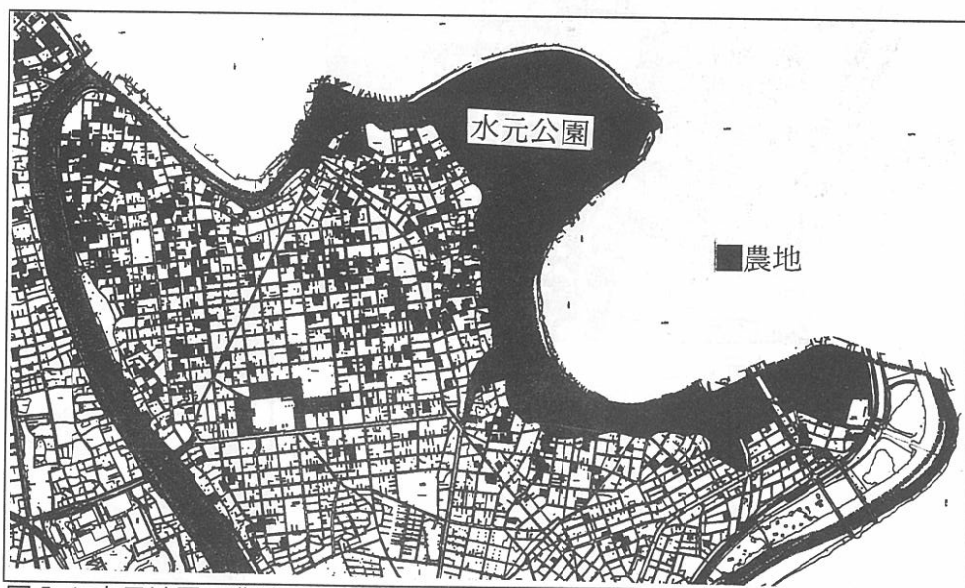


図 5-4 水元地区の農地

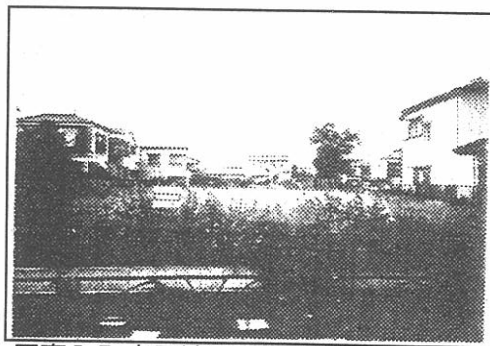


写真 5-7 水元地区の生産緑地地区



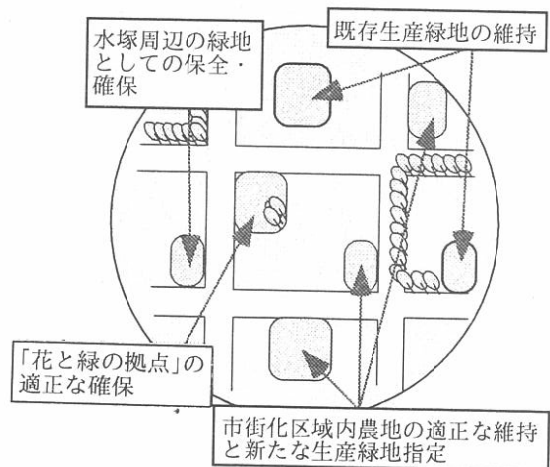
低密住宅地ツール

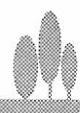
主に水元や奥戸において、都市的農業が健全に営まれながら、区内では貴重となった田園的な環境や風致を保全していくために用いるツールです。

市街化区域内農地の維持と新たな生産緑地地区の指定を進めるとともに「花と緑の拠点」となる中規模の永続性のある公園緑地を適正に確保していきます。また、屋敷林の再生や水塚の保全などとともに、総合的に良好な環境を維持・整備していきます。



写真 5-8 水元地区





e. ペアツール

現況等

公園は、私的な広大なスペースを持たない都市の人々にとって、うるおいとやすらぎを得る場所であるとともに、多くの人々の交流の場でもあります。この機能を活かし、多くの区民が集まる商店街や駅などに隣接してオープンスペースを配置することは、人々の交流の機会を広げ新たなコミュニティを生み出し、その場所の魅力を向上します。また、高齢化社会を迎え、既存施設等と一体的に利用でき、休憩場所ともなるオープンスペースの確保は重要となっています。

また、新たなオープンスペースの確保が困難となっている地域においては、小菅西公園等のように、下水道処理場などの大規模施設の屋上などの空間も公園等として利用することが考えられます。

ペアツール

地域の活性化や良好な環境形成にも配慮しながら、区民に憩いの場と緑の効用を効果的に提供するために用いるツールです。

商業地域や商店街等、ある程度のまとまりを持った地域地区、あるいは人の多く集まる駅や商業・文化施設等、特定な施設に接して小中規模の緑地を確保します。また、下水道処理場などの大規模施設については、都市のヒートアイランド現象の緩和にも配慮して、屋上への緑地の配置を進めていきます。

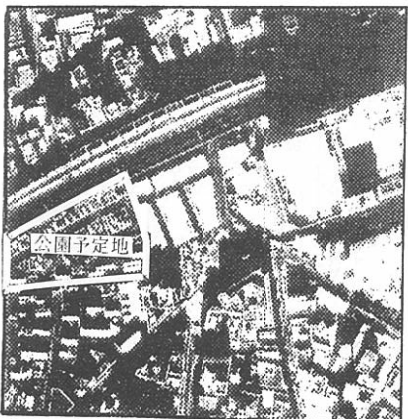


写真 5-9 (仮) 亀有駅南口公園予定地

a 平面タイプ

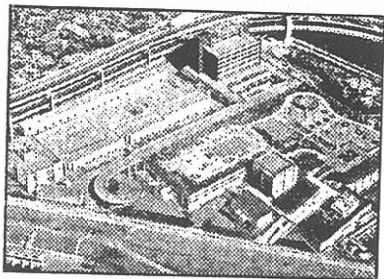
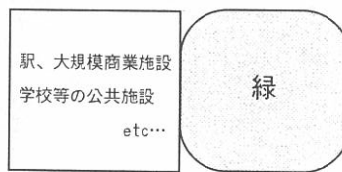
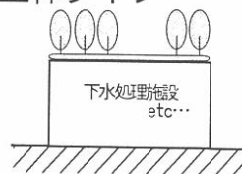
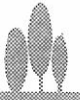


写真 5-10 小菅処理場の上に整備された小菅西公園

b 立体タイプ





f. テリトリーツール

現況等

葛飾区は、駅前の中心市街地や、区画整理事業等の一体的な面整備により計画的に形成された市街地があるとともに、堀切等の下町文化を残している市街地や水元などの既存農地や屋敷林などによって、田園的な景観・環境を残している市街地もあります。このような多様な市街地特性を強調し、住民に「自分たちのまち」という意識を持ってもらうためには、区域を視覚的に明確にする緑を配置していくことが手段の一つと考えられます。

また、これらの多様な市街地の集まりを対象として、河川沿い等に適用しながら区域を明確にする緑を配置していくことも考えられます。

テリトリーツール

住区等の居住域や居住域に留まらない広域的な区域（テリトリー）を認識できるような配置のために用いるツールです。

屋敷林の再生や都市計画道路にあわせた街路樹整備等によって、テリトリーを視覚的に認識できる配置を行います。

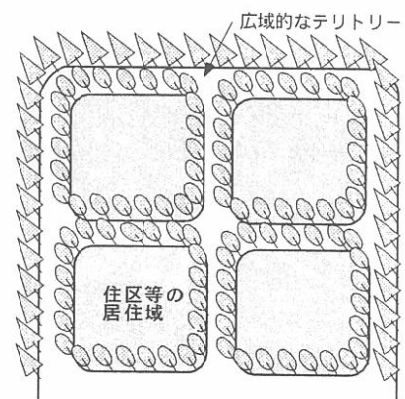
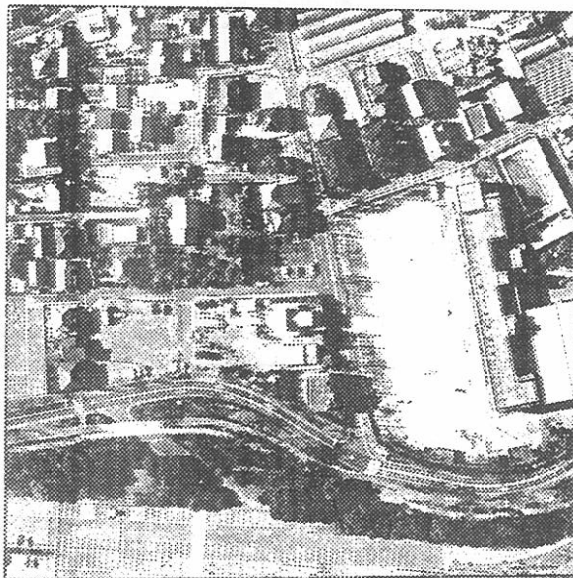


写真 5-11 水元桜堤付近

ツール活用対象区域図

凡例	
	河川
	主な都市公園等(計画含む)
	児童遊園(計画含む)
	生産緑地地区
	重点整備地域
	重点地区
	JR線
	京成線

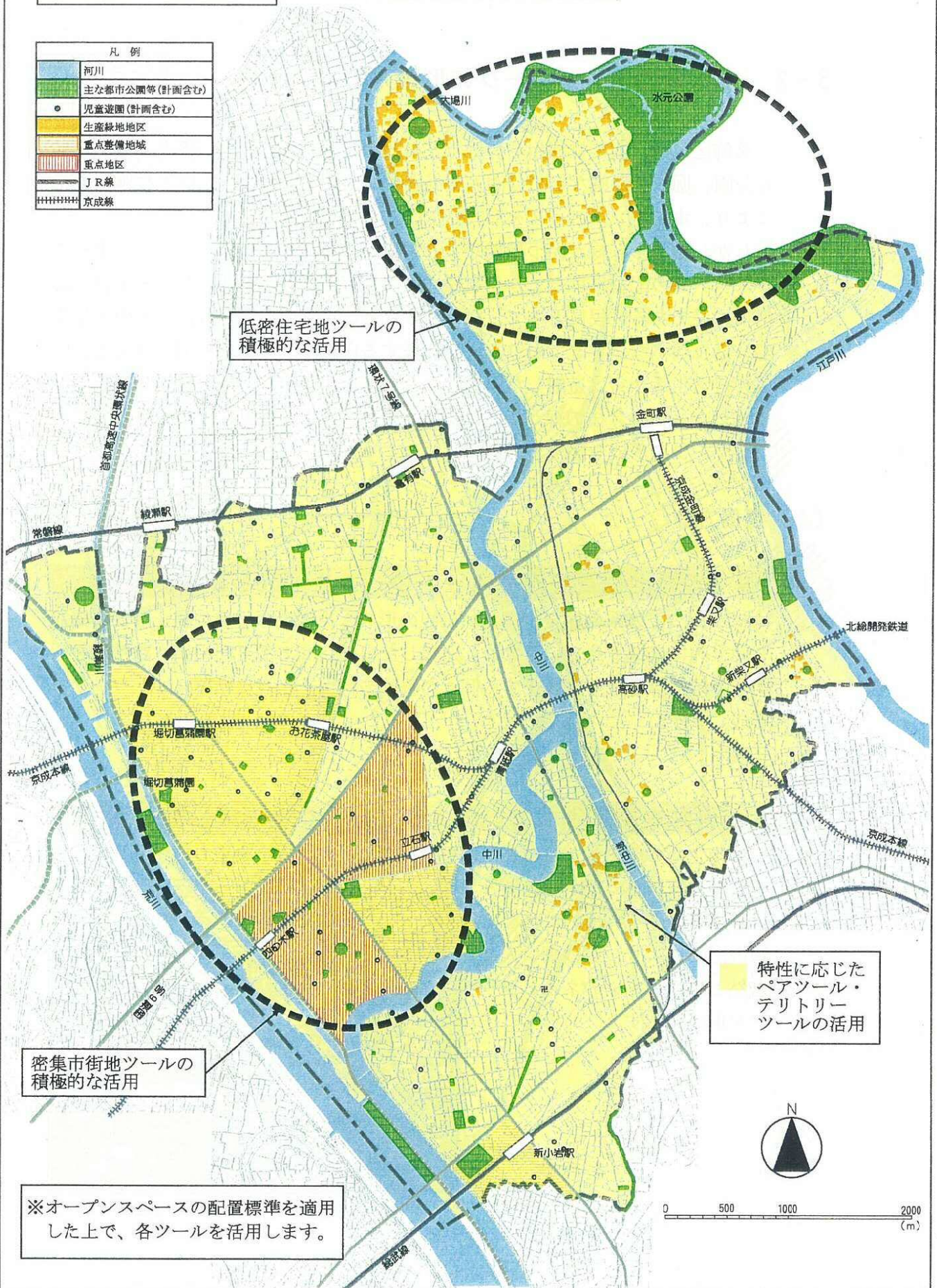


図 5-5 ツール活用対象区域図



5-2 水と緑のネットワークの形成方針

葛飾区には、大規模河川や農地などの既存緑地が残存しているとともに、水元公園、堀切菖蒲園などの公園も整備されています。今後も、様々な施策展開により、オープンスペースを形成していきます。

しかしながら、緑が持つ機能をより効果的に発揮していくためには、オープンスペースの配置にまとまりや連続性を持たせることが重要となります。また、都市住民である区民にとって、緑の減少などにより、自然が身近なものとして感じられなくなってきており、区を代表する自然空間である河川でさえも、区民の日常生活からは遊離したものとなっています。

したがって、今後の緑づくりにあたっては、以下の方針に基づく水と緑のネットワークの形成を図ります。

(1) 整備方針

○個々の緑地相互を結ぶネットワークを形成します。

緑が持つ生態系の保全、美しい景観の形成、災害時の延焼の防止などの機能を効果的に発揮させていくため、連続した自然空間である河川や水路跡地を活用した緑道等により、散在する個々の公園や緑地を相互に結ぶネットワークを形成します。

○人と自然を結ぶふれあいのネットワークを形成します。

都市生活の中で少なくなった自然とのふれあいの機会を取り戻すため、大規模公園や河川等の豊かな自然と日常生活の場を有機的につなぐ緑の回廊により、質の高い人と自然とのふれあいのネットワークを形成します。

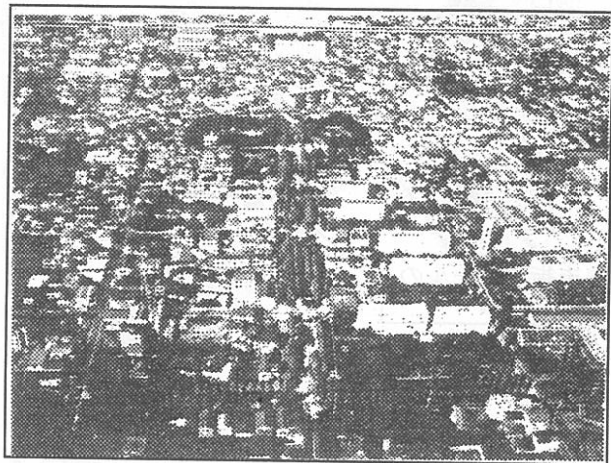








写真 5-12 複数の公園を緑で結ぶ西亀有せせらぎ公園

水と緑のネットワーク形成方針図

凡例	
	主軸となる緑の回廊
	緑の回廊
	豊かな水辺の自然空間
	人と河川がふれあう空間
	人と緑がふれあう空間
	緑道網

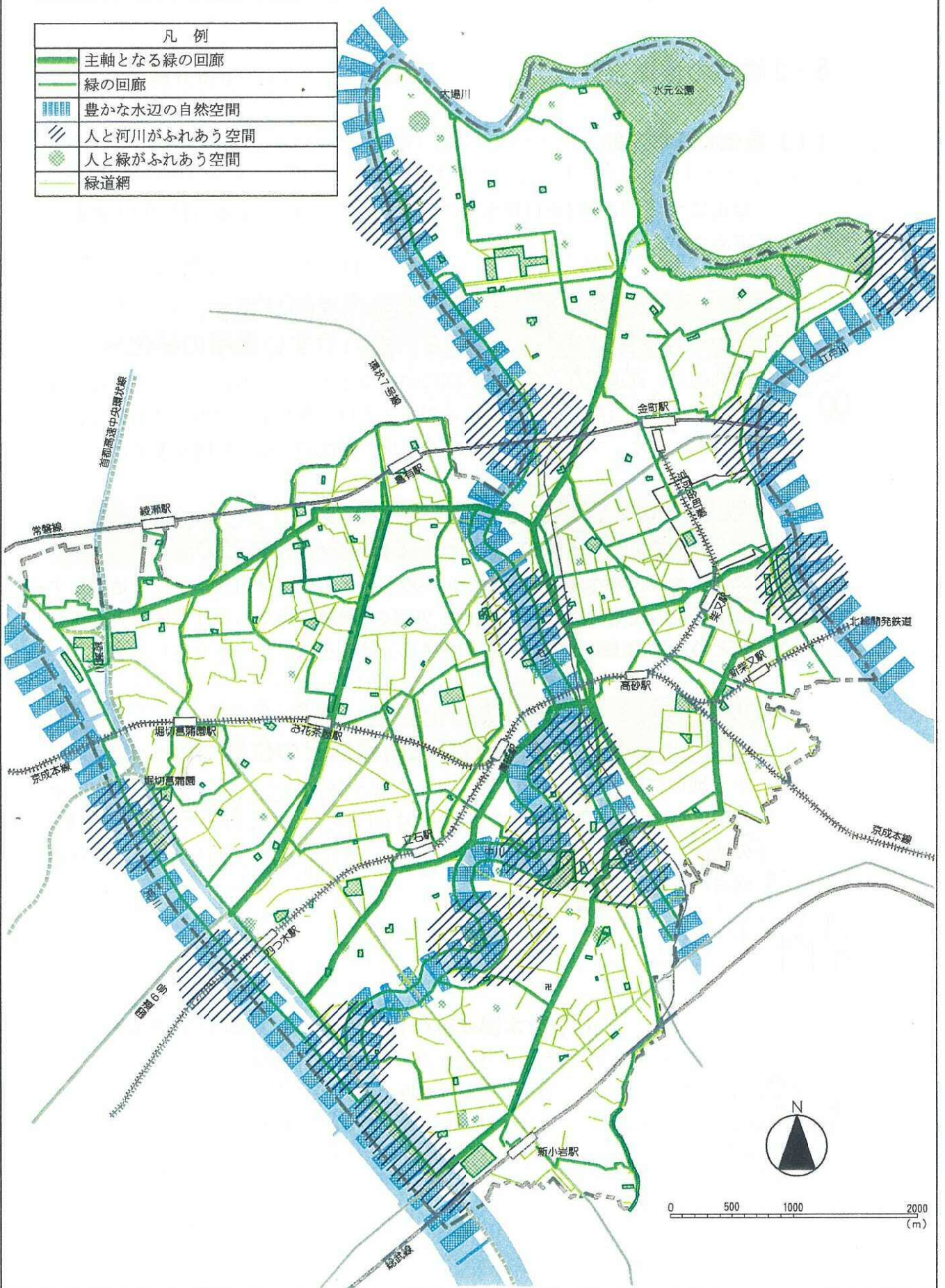


図 5-6 水と緑のネットワーク形成方針図



5-3 緑化の推進方針

(1) 緑化の基本方針

緑化については、緑の目標水準の実現を目指しつつ、基本方針を以下のように定めます。

○緑豊かな葛飾区を印象づける緑化を図ります。

～人が集まる場所・人目に触れやすい場所の緑化～

公共施設、鉄道駅などの区の玄関口の役割を果たす場所、あるいは、花と緑の拠点や水の拠点など、人が集まる場所・人目に触れやすい場所において、高木や中木・低木、プランター・花壇を用いた象徴的な緑化を図ります。

○生活空間を演出する緑化を図ります。

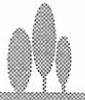
～街並みや身近なオープンスペースなどの緑化～

緑あふれる良好な生活空間を創出するため、公園や、道路、学校を始めとする公共施設の緑化を図ります。また、区民の居住の場である住宅地や大規模工場などの民有地においても緑化を誘導し、緑豊かな街並みを形成します。

○地区らしさを創出する緑化を図ります。

～土地特性等に応じた樹種などの位置づけ～

水元地区に残る田園景観を維持する緑化や区内にみられる下町文化を継承する緑化等、区内にある多様な市街地の特性に応じ、また新たな特性を創出し、その地区らしさを創出する緑化を図ります。また、新たな地区らしさとなる花や樹木の選定なども適宜行います。

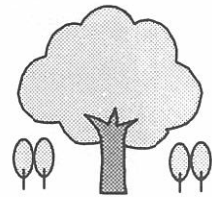


(2) 緑化の配慮点

沖積低地特有の土壌を背景に、緑（樹木や草木など）の効用を十分に活かし、葛飾らしさ、場所の特性に応じた緑化を、以下の点に配慮しながら進めていきます。

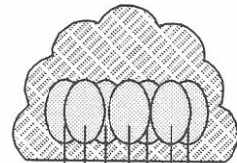
①シンボルツリーづくり

金町の霊松等、区内にはその地域を代表するような大木あるいは名木がありました。川べりの柳、まちはずれの一本松など、その場所を象徴し、目印となり、人と人のコミュニケーションの場となるような効果的な「シンボルツリー」の植栽に配慮します。



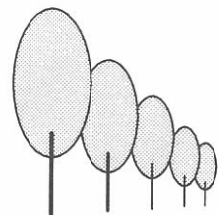
②小さな森づくり

鎮守の森や農家の屋敷林が散在する、かつての低地特有の状況や小規模なビオトープの形成を考慮しつつ、樹木をある程度まとめて植栽して小さな森をつくります。また、大規模建造物などの壁面やベランダ、屋上の緑化を進めて、小さな森をつくるよう配慮します。



③緑のつながりづくり

街路に統一感を与える並木、河川沿いの河畔林、建築物の壁面やベランダ緑化等、個性あるまちなみをめざして、空間を緑でつないでいくことを配慮していきます。



④テーマ性をもった場所固有の花や樹木づくり

「堀切の花菖蒲」に代表されるように、商店街やまとまりある住宅地を対象に、テーマ性をもった、その場所固有の花や樹木を位置づけていくように配慮します。

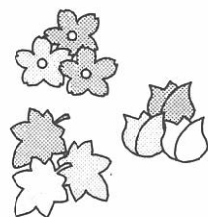




図 5-7 緑化イメージ図



5-4 農地・樹林地等の保全方針

葛飾区には、貴重な生態系を育み、良好な都市環境形成にも機能する大規模河川を始めとした豊かな緑地が残っていますが、都市緑地等として位置づけられている大規模河川を除いては、農地や樹林地を中心に年々減少している状況にあります。

これまでも葛飾区においては、保存樹林の指定、緑化の推進、公園整備による新たな緑づくり等を展開してきました。それでも、葛飾区全体の緑地が減少しているのは、行政による緑地保全や緑づくりを上回る勢いで、民有地である農地や樹林地の宅地化等が進んでいることが大きな原因となっています。

したがって、今後、次世代に豊かな緑地を残していくために必要な民有地である農地・樹林地等の保全方針を設定します。



写真 5-13 市街地の中の農地(青戸)



(1) 農地の保全方針

現況等

農地は、「農産物の生産・供給」の場であるとともに、市街地の中においては、「人々の自然とのふれあいの場」「居住環境の維持」「防災に機能するオープンスペース」等、多様な機能を有する貴重な緑空間となっており、その適正な保全が望まれます。

葛飾区は、大都市東京の中で農業が存続する数少ない区の一つとなっています。ただし、農地の減少は年々進み、平成10年度においては約60haとなっているため、区の農業振興の方向とその具体的な施策を明確にするために平成10年に策定された葛飾区農業振興プランにおいては平成19年における農地の区内確保目標量を45haと設定し、その確保を目指しています。

平成10年4月1日現在では、約31.8haの農地が生産緑地地区として指定され、法的に保全されています。

生産緑地地区とは
農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草牧草地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地のように供する土地として適しているものを区市町村が指定した地区です。具体的には、500㎡以上の農地等であり、基本的に指定後30年間は保全が担保されます。

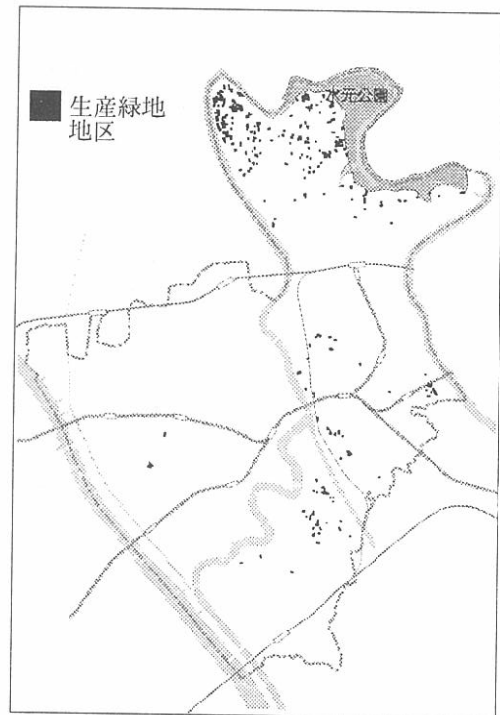
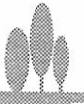


図5-8 生産緑地地区位置図

保全方針

農地は、農産物の生産・供給の場であるとともに、良好な住環境の形成、美しい田園景観の保全、生態系の保全・育成等に機能する市街地内の貴重な緑地であることから適正に保全していきます。つまり、担保性の高い生産緑地地区等としての保全や、区民農園等の区民のレクリエーションの場としての活用を図ることにより、総合的に保全します。特に、生産緑地地区については、既存のものを維持するとともに、農業振興上及び都市計画上必要なものについては新たな指定を図り、また、土地所有者からの買取り請求に合わせ、可能な限り公園緑地等としての確保を図ります。



(2) 樹林地の保全方針

現況等

葛飾区内の私有地の樹林地としては、寺社林や水元地区などに多くみられる屋敷林などがあげられます。中でも、市街地の中で貴重なまとまった樹林地であり、歴史資源でもある寺社林は約7.4ha(昭和63年現在)となっています。

これらの樹林地のうち、将来的な保全が担保されているものは、保存樹林等として指定された極一部となっています。



図5-9 保存樹林位置図

保全方針

寺社林や屋敷林などの残存するまとまった樹林地は、地域の歴史的資源であるとともに、緑豊かな街並みを形成し、また、自然とふれあうことができる場等となる市街地内の貴重な緑空間として、適正に保全します。保存樹林制度などの既存手法の活用とともに、市民緑地制度などの新たな活用を図ることにより、きめの細かい対応を図ります。

また、区民に対する緑に関する情報提供を行い、所有者である区民による保全を誘導します。



(1) 農地の保全方針

現況等

農地は、「農産物の生産・供給」の場であるとともに、市街地の中においては、「人々の自然とのふれあいの場」「居住環境の維持」「防災に機能するオープンスペース」等、多様な機能を有する貴重な緑空間となっており、その適正な保全が望まれます。

葛飾区は、大都市東京の中で農業が存続する数少ない区の一つとなっています。ただし、農地の減少は年々進み、平成10年度においては約60haとなっているため、区の農業振興の方向とその具体的な施策を明確にするために平成10年に策定された葛飾区農業振興プランにおいては平成19年における農地の区内確保目標量を45haと設定し、その確保を目指しています。

平成10年4月1日現在では、約31.8haの農地が生産緑地地区として指定され、法的に保全されています。

生産緑地地区とは

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草牧草地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地のように供する土地として適しているものを区市町村が指定した地区です。具体的には、500㎡以上の農地等であり、基本的に指定後30年間は保全が担保されます。

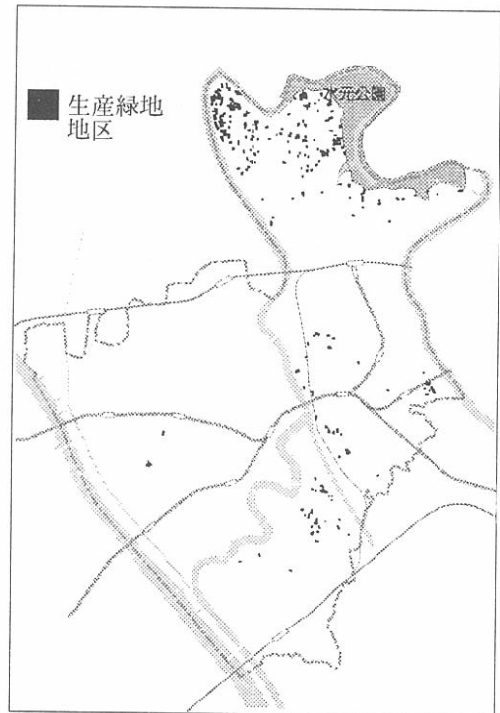


図 5-8 生産緑地地区位置図

保全方針

農地は、農産物の生産・供給の場であるとともに、良好な住環境の形成、美しい田園景観の保全、生態系の保全・育成等に機能する市街地内の貴重な緑地であることから適正に保全していきます。つまり、担保性の高い生産緑地地区等としての保全や、区民農園等の区民のレクリエーションの場としての活用を図ることにより、総合的に保全します。特に、生産緑地地区については、既存のものを維持するとともに、農業振興上及び都市計画上必要なものについては新たな指定を図り、また、土地所有者からの買取り請求に合わせ、可能な限り公園緑地等としての確保を図ります。



(2) 樹林地の保全方針

現況等

葛飾区内の私有地の樹林地としては、寺社林や水元地区などに多くみられる屋敷林などがあげられます。中でも、市街地の中で貴重なまとまった樹林地であり、歴史資源でもある寺社林は約7.4ha(昭和63年現在)となっています。

これらの樹林地のうち、将来的な保全が担保されているものは、保存樹林等として指定された極一部となっています。

保存樹林とは
「東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき、保全される樹林地です。対象となる樹林地は500㎡以上の規模のもので、保存樹林に指定されると、所有者は補助金の交付を受けることができます。また、同じ条例により、1.5m以上の高さで幹の直径が35cm以上の樹木は、保存樹木として指定を受けることができます。

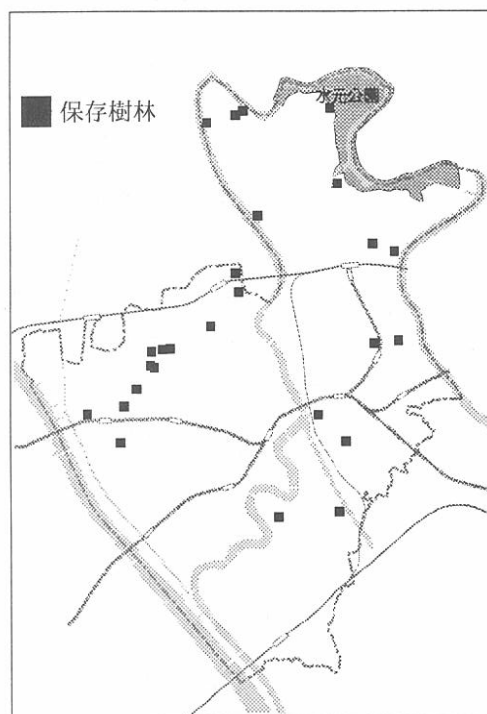


図5-9 保存樹林位置図

保全方針

寺社林や屋敷林などの残存するまとまった樹林地は、地域の歴史的資源であるとともに、緑豊かな街並みを形成し、また、自然とふれあうことができる場等となる市街地内の貴重な緑空間として、適正に保全します。保存樹林制度などの既存手法の活用とともに、市民緑地制度などの新たな活用を図ることにより、きめの細かい対応を図ります。

また、区民に対する緑に関する情報提供を行い、所有者である区民による保全を誘導します。



(3) 第二種風致地区の保平方針

現況等

現在、江戸川沿いの水元公園を含む約 164.8ha が自然景観の保持などを目的にして第二種風致地区に指定され、建築に対する規制が設けられています。

かつて、江戸川堤には、日露戦争終結の記念として植樹された 2000 本の桜並木があり、春先には桜見物に十数万人の人出がある名所となっていました。この一帯の美しい自然景観を守るために、1930 年に風致地区として指定されました。しかし、かつての桜並木は堤防の嵩上げ、拡幅等により伐採され、なくなっているため、現在は、水元公園の樹林以外には、良好な自然景観を形成する樹林地等が少ない状況にあります。

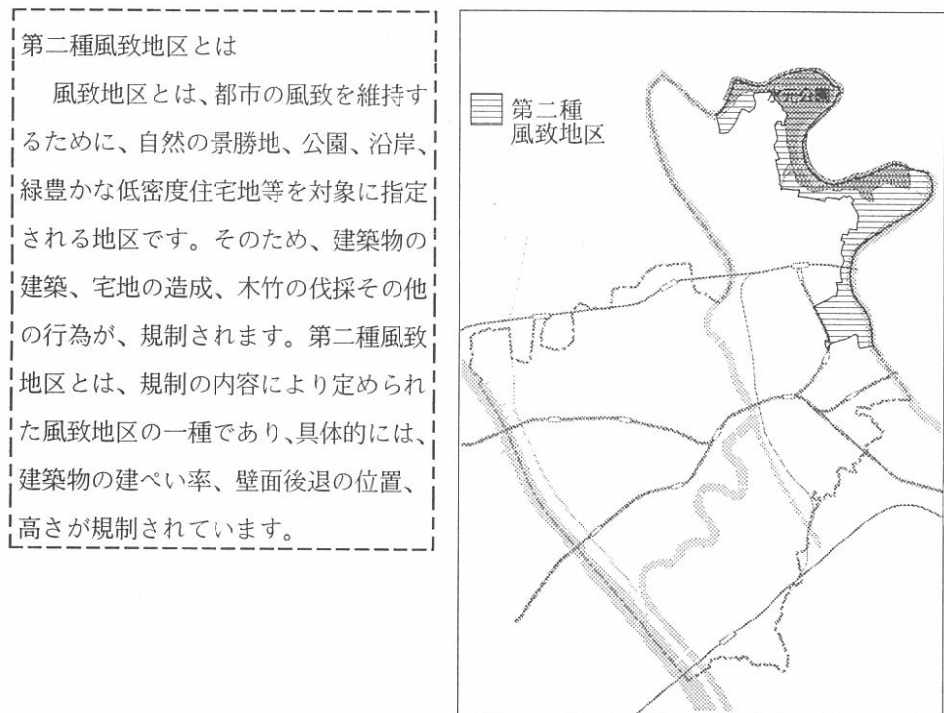


図 5-10 第二種風致地区位置図

保平方針

葛飾区の歴史を物語る江戸川沿いの河景や水元公園に代表される水郷景観を維持するために、第二種風致地区内の樹林地等の緑地については、東京都風致地区条例(昭和 45 年 4 月 1 日)の規制とあいまって、都市計画制度等との連携・強調、あるいは、緑化関連施策と連動し、緑を保全・育成していきます。